

○平成 22 年 7 月 2 日（金） 第 2 回 大阪市特別職報酬等審議会議事録

（終給与担当課長）

本日は、誠に忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、平成 22 年度第 2 回大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。私、総務局人事部給与担当課長の終でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、本日、ご出席いただいております委員の皆様をお手元の「大阪市特別職報酬等審議会委員名簿」に沿いましてご紹介させていただきます。金児大阪市特別職報酬等審議会会長でございます。川口委員でございます。坂井委員でございます。鈴木委員でございます。高田委員、会長職務代理でございます。藤井委員でございます。吉村委員でございます。なお、町田委員につきましては、本日、都合によりご欠席させていただいております。続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。村上総務局長でございます。中村総務局理事兼人事部長でございます。井上財政局長でございます。黒住財政局財務部長でございます。田中財政局財務部財務担当課長でございます。安尾財政局財務部総務担当課長でございます。小川教育委員会総務部総務担当課長でございます。松浦選挙管理委員会事務局選挙担当課長でございます。三井監査・人事制度事務総括局総務担当課長でございます。中河経済局総務部農業委員会担当課長でございます。井戸財政局税務部管理担当課長でございます。以上、審議会委員並びに本市出席者の紹介を終わらせていただきます。それでは、ここから先の進行につきましては、金児会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（金児会長）

それでは、本日の審議会の議題であります、「行政委員会委員の報酬のあり方」に関しまして、ヒアリング、並びに意見交換を行う前に、ひとつ確認させていただきます。当審議会は「会議の公開要領」に基づきまして、公開させていただいております。意見交換に先立ちまして傍聴者の方をお願いしたいことがございます。配布しております傍聴要領がございますが、2 の遵守事項を守っていただきますようお願いいたします。それでは、傍聴を許可することといたします。それでは、ただ今より、審議会の意見交換に入りたいと存じます。本日は、大阪市より前回 6 月 28 日に開催いたしました平成 22 年度第 1 回の当審議会におきまして、「行政委員会委員の報酬のあり方」について、市側からの概要説明を受けたのち、教育委員会、選挙管理委員会並びに固定資産評価審査委員会を所管されておられます各局からのヒアリング並びに意見交換を行ったところでございます。本日の第 2 回目の審議会は、残りの監査委員、人事委員会、並びに農業委員会を所管されておられます各局より概要説明を受けた後、ヒアリング、意見交換を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。前回同様に、議事進行等につきましては、有意義で活発な意見交換が行えるよう、委員並びに皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、早速、意見交換に入りたいと思いますので、まず、監査委員並びに人事委員会の概要について説明をお受けしたいと思います。監査・人事制度事務総括局さん、よろしくお願いいたします。

（監査・人事制度事務総括局）

監査・人事制度事務総括局総務担当課長の三井でございます。私のほうから、監査委員並びに人事委員会の概要等について、ご説明申し上げます。まず、監査委員からご説明申し上げます。お手元の資料、69 ページをお開き願いたいと存じます。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。監査委員の概要並びに活動実績等につきましては、1 枚ページをおめくりいただきました、71 ページから 83 ページでございますが、まず、71 ページの「監査委員の概要」に沿ってご説明申し上げます。監査委員は、地方自治法等により定められた権限に基づきまして、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管

理、または市の事務について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表することなどによりまして、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与することを使命としております。本市の監査委員の定数は、4名でございますが、識見委員が2名、議会から選出される議選2名の計4名でございますが、監査委員の選任にあたりましては、市長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行財政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することと規定されております。なお、識見委員のうち1名が、常勤の代表監査委員でございます。監査委員は、他の行政委員会と異なりまして、独任制の機関として構成されておりますが、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するため、監査結果の報告の決定又は意見の決定につきましては、監査委員の合議によることとされております。任期につきましては、識見を有する者につきましては4年、議員から選任される者につきましては、議員の任期となっております。続きまして、資料の(4)に記載しております、監査委員の主な職務権限につきまして、簡単にご説明申し上げます。「財務監査」でございますが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うもので、定期監査と随時監査を実施いたしております。次に、「行政監査」でございますが、事務の執行について経済性、効率性、有効性等の観点から実施する監査で、本市では、原則として財務監査に併せて実施いたしております。次に、「出資団体監査・財政援助団体監査等」でございますが、資本金等の4分の1以上を出資している団体、補助金等財政的援助を与えている団体を中心に実施いたしております。次に、「決算審査」、及びその下の項目の「基金の運用状況審査」でございますが、市長から審査に付された決算書等及び定額基金の運用状況について審査を行い、意見を提出いたしております。この決算審査につきましては、一般会計をはじめ公営・準公営企業会計全般について審査を行っており、決算審査意見書を決定し市長に提出するまで、監査委員会において各会計毎に決定を行う必要があります、大変な労力を要するものでございます。

また、決算審査の一環として行います、各所属長からの決算概要ヒアリングにつきましても、1回あたりの監査委員会が6時間を越えるなど、長時間にわたって密度の高い会議を実施しているところでございます。次に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査」でございますが、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率等について審査し、意見を提出いたしております。次に、「例月現金出納検査」でございますが、現金の出納及び支出命令書等の証ひょう書類について検査を実施しております。最後に、「住民監査請求による監査」でございますが、住民が「違法又は不当な公金の支出」等があると請求した場合に実施いたしております。なお、監査の結果につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、監査結果を議会、市長等に提出するとともに、市公報により公表し、その措置についても公表いたしております。このように、監査委員は、行政監査を含む広汎な職務権限を与えられておりまして、地方公共団体の長や執行機関とは別の立位置にございまして、職務を遂行するにあたりましては、常に公正普遍の立場を保持することが強く要請されております。こうしたことから、監査委員の服務上の義務につきましては、地方自治法198条の3の規定により、「その職務を遂行するに当たっては、常に公正普遍の態度を保持して監査をしなければならない」と定められているところでございます。監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができないとして兼職が禁止されており、委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様であるとして、守秘義務が課せられております。さらには、厳正公平な監査機能を確保する見地から、「地方公共団体の長又は副知事若しくは市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は監査委員となることができず、関係が生じたときはその職を失う」こととされており、とりわけ、監査委員と、公正な運営を特に必要とする会計管理者との間において一定の親族関係が生じた場合には、会計管理者がその職を失うこととされております。このように、監査委員は、服務等について法律

上律せられており、さらには、監査委員会議への出席の外、監査結果文案の相談や他都市との意見交換、議題の調整などを随時行っております。なかでも、住民監査請求は、住民訴訟の前置要件であり、請求事案については60日以内に監査を実施し、その結果を請求人に通知することを義務づけられております。そのため、わずかな期間内に種々の調査研究を行う必要があるため、監査委員会議の場合（住民監査請求1件あたり平均7回程度）で十分ご審議いただくなど、通知文案の決定に向けて、必ず監査委員に事前に資料をお渡しし、ご検討いただいております。また、結果通知後も、監査委員が被告として提訴されることもあり、多大な重責を担っております。現在は、すでに和解しておりますが、平成20年度にも、監査結果をめぐっての訴訟がなされたところでございます。審議会委員の皆様方におかれましては、本市を取り巻く厳しい財政状況の中、公正で合理的かつ効率的な行財政運営の実現に向け、市政のチェック役としての監査委員の職責の重さをご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。次に、人事委員会の概要等について、ご説明申し上げます。お手元の資料、85ページをお開き願いたいと存じます。人事委員会の概要並びに活動実績等につきましては、1枚ページをおめくりいただきました、87ページから101ページでございますが、まず、87ページの「人事委員会の概要」に沿ってご説明申し上げます。人事委員会は、公平で、中立的な人事行政の運営を保障するための人事機関でございます。任命権者の人事権の行使をけん制し、適切なチェックを行なうことにより、適正な人事行政を確保するという側面を担っている機関である一方、公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性に鑑み、労働基本権が制限されていることから、代償措置として、その権利と身分を保護するという側面を担っている機関でもあります。人事委員会の定数は3名でございます。委員長が1名、委員が2名の計3名でございますが、人事委員の選任にあたりましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任することと規定されております。人事委員の任期につきましては、4年でございます。続きまして、資料の（4）に記載しております、主な職務権限につきましては、簡単にご説明申し上げます。1つ目の項目でございます「競争試験及び選考」でございますが、職員の採用及び昇任を各種の競争試験及び選考により実施いたしております。次に、「公平審査」でございますが、職員の勤務条件に関する措置要求や不利益処分に関する不服申し立てについて、審査・判定を行っております。次に、「退職手当の返納処分等にかかる人事委員会への諮問制度」でございますが、これは在職期間中に職員が懲戒免職処分を受けるべき行為があると認められ、退職手当管理機関が、退職手当の返納命令等を行う場合、処分を受ける者の権利保護のため、人事委員会へ諮問する制度でございます。次に、「労働基準監督」でございますが、職員の勤務条件について労働基準監督機関の職権を行使いたしております。次に、「職員団体の登録」でございますが、申請に基づき、内容を審査の上、登録及び登録事項の変更を行っております。次に、「苦情相談」でございますが、勤務条件等について職員の苦情相談を実施いたしております。最後に、「給与に関する報告及び勧告」でございますが、職種別民間給与実態調査、職員実態調査等を実施し、職員の給与等の勤務条件に関して議会及び市長に、報告及び勧告を行っております。この、「給与に関する報告及び勧告」業務につきましては、本市人事給与行政に対する影響も大きく、人事委員には、常日頃から人事・給与に関する社会一般の動きをとらえ、識見を生かして大所高所から貴重なご意見をいただき、本市人事給与行政への改善につながるご意見をいただいているところでございます。なお、人事委員には、人事委員会開催日以外にも、全国人事委員会連合会総会や、大都市人事委員会委員長会議などにも出席いただき、国の動向把握にも努め、他都市人事委員と公務員の人事給与行政に関する意見交換も行っているところでございます。また、公平審査業務につきましては、人事委員が審理長として、各事案について口頭審理や準備手続を開催し、両当事者同席のもと進めておりますが、事前に、その事案の経過及び争点を人事委員自身が深く理解し、審理において都度的確に判断していかなければならず、請求件数が増加している中、相当な負担となっております。

いるところでございます。また、判定案につきましても、人事委員会開催時以外に大学・弁護士事務所などへの訪問や電話での相談を行い、今後の方向性について人事委員から指示を受けているところでございます。さらに、判定につきましては行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となるものでありますが、平成20年度には、訴訟が3件提起され、人事委員会が被告である市を代表するものとなっております。労働基準監督業務については、地方公務員法第58条第5項に基づき、現在人事委員に委任しておりますが、労働基準法20条に基づく解雇予告除外認定などは早期に決裁を要することから、人事委員会開催時以外に大学・弁護士事務所などへの訪問や電話連絡等を行い、ご判断をいただいているところでございます。このように人事委員としての業務は、審議や諮問はもとより地方公務員法に基づく職権の行使及び責任を伴うものでございます。審議会委員の皆様方におかれましては、このような人事委員の職責の重さをご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、誠に簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

(金児会長)

ありがとうございました。それでは、次に経済局さん、よろしくお願いします。

(経済局)

経済局総務部農業委員会担当課長中河でございます。農業委員会の概要等について、私からご説明申し上げます。失礼でございますが、座ってご説明させていただきます。お手元の資料の105ページをお開きいただき「大阪市農業委員会の概要」をご参照ください。農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的に設置された合議体による行政委員会でございます。農業者の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する農業者の代表機関でございます。農業者の代表である農業委員で構成されておりまして、農業委員は公職選挙法を準用した農業者の選挙で選ばれた選挙委員と、市長から選任された選任委員からなっております。根拠法令は「農業委員会等に関する法律」でございます。委員会を構成する委員は19名でございます。その内訳といたしまして、選挙委員が11名、選任委員が8名となっており、選任委員のうち4名は議会推薦、4名は団体推薦となっております。推薦団体は、大阪市農業協同組合、長吉養鶏農業協同組合、大阪府北部農業共済組合、土地改良区の4団体となっており、農業委員会等に関する法律で規定をされております。また、農業委員19名を農地面積、農家戸数に応じて6行政区に配分しておりまして、各委員それぞれが地区を担当することとしております。任期は3年でございます。現委員の任期は平成19年10月3日から平成22年10月2日までとなっており、今年が、改選の年にあたっております。委員の業務といたしましては、「農業委員会等に関する法律」に規定する所掌事務を処理するため、毎月第4水曜日に定例総会を開催し、事務の適正円滑な処理を図っております。また、農地事務といたしまして、農地法に基づく農地の利用調整などの事務でございますが、定例総会の審議対象農地について、地区担当委員として事前に調査・確認する業務がございます。農政事務といたしまして、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事務でございますが、耕作放棄地などを防止するための農地パトロールや、農業者からの相談にともなう対応、農業に関する指導などの業務がございます。次に、年間の業務実績につきましてご説明させていただきます。順序は逆になりますが、委員のほうから先に説明させていただきます。121ページをご覧ください。毎月の業務として、農地パトロールならびに農業者に対する指導および相談の業務とともに、総会の案件となります農地の調査がございます。これら3回に加えまして委員会総会への出席がございますので、毎月4回が各委員の基本的な業務回数となります。地域や季節により多少のバラツキがございますが、19名の委員それぞれの毎月の定例的な業務としてカウントしうるものと考えております。それ以外の年間行事として、7月の大阪府農業会議主催の研修会への参加、10月の大

阪府農業委員大会、また12月には大阪市農業委員会の自主的な研修会を開催しております。したがって、委員の基本的な年間の業務回数は毎月4回の48回に3回を加え合計51回となります。次に、会長職務代理につきましては、113ページをご覧くださいと、一般の委員と比べ年間に1回だけ業務回数が多い52回となっております。これは、115ページに記載の4月の欄に「総会のレクチャー」がございます。通常は、総会の議長を務めていただく会長に議案の事前説明をいたしておりますが、4月につきましては年度当初の総会でございますので、私どもから年間の業務計画を説明させていただき、会長ともどもご了承いただくために会長職務代理にもご出席いただいております。最後に会長でございますが、109ページをご覧ください。委員と比べますと毎月の業務として、大阪府農業会議への参加および総会のレクチャーの計2回が増えてまいります。それに加えて、5月には全国農業委員会会長大会へ参加のため、また11月にも全国農業委員会会長集会がございます、いずれも東京へ出張いただいております。したがって、毎月2回の24回に、東京出張の2回を加えた合計26回が一般の委員より多くなり、合計77回が年間の業務回数となっております。以上、誠に簡単ではございますが私からの説明を終わらせていただきます。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

(金児会長)

はい、ありがとうございました。以上、監査委員、人事委員会並びに農業委員会を所管しておられます局から概要説明を頂きました。これよりお手元の資料をもとに監査委員、人事委員会並びに農業委員会の内容に関しまして、意見交換を一括して行ってまいりますので、委員の皆様でご意見ご質問がある方は挙手の上ご発言をお願いいたします。その前に高田委員さんにつきましては、所用の為2時半頃に中座ということですので宜しく願いいたします。それではご意見ご質問等お願い申し上げます。

(高田委員)

住民監査請求というのは年間何件ぐらいあるんですか。

(監査・人事制度事務総括局)

おおむね20件前後でございまして、最近で一番多かったのが平成17年で31件、後はおおむね20件前後で、昨年の21年度で18件です。

(高田委員)

もうひとつ、責任を伴うと言われましたけれども、委員さん個人に損害賠償請求とかそういうことがされることはあるんですか。

(監査・人事制度事務総括局)

訴訟の上でそういう裁判が起こされたことはございました。

(金児会長)

今のご質問に関しまして、75ページ以降にあります住民監査請求相談等の業務実績は、例えば20件をトータルしたら含んでいるという、そういうことになりますか。

(監査・人事制度事務総括局)

そうでございます。

(金児会長)

77 ページの表を拝見いたしますと、会議以外の件数、開催回数につきまして、18、19、20 のところが、6 回、8 回、8 回となっておりますが、21 年に一举に 27 件になっているわけですね。これは平成 21 年度に何というか例外的な措置なんでしょうか。

(監査・人事制度事務総括局)

お答えいたします。21 年度の 27 件につきましては、主に弁護士の先生、識見の先生、弁護士 の先生でございますけれども、事務所への訪問回数ですとか、あるいは長時間の電話相談そういったものもカウントに含めさせていただいております。そういう実績でプラスアルファになっております。

(金児会長)

つまり監査請求の内容によって多くなったりするということですね。他にございませんでしょうか。監査委員につきましては職務権限が非常に広範でございますので、それだけ識見等含めて公正性が極めて求められる、そういう性格があると思うんですけれども、かつ兼職が禁止されているということで、非常に立場も厳しいものになるというお話でございました。

(川口委員)

単純質問で申し訳ないんですが、一番最初の 1 ページの表のですね、監査委員のところ で常勤の代表監査委員は月額と書いてありまして、その下に識見を有する者のうちから選任された者と市議員から選任された者と金額が 3 つあるんですね。364,000 円と、これど ういう意味でしょうか。

(監査・人事制度事務総括局)

ご説明いたします。3 段ございますが、上段 364,000 円これが識見の委員でございます。その下の代表監査委員となつてございますが、常勤以外で代表監査委員に就任された場合にこの金額が適用されます。そういうことでございます。私ども常勤の代表監査委員でござい ますので、その上の額の 910,000 円条例上の 910,000 円が支給されます。常勤が常勤でないかで額に差があります。その下の 117,000 円というのは市議員から選出された者の額 117,000 円です。

(村上総務局長)

この 439,000 円の適用されている委員は現在はおられません。

(川口委員)

もうひとつ上の段の適用の人が代表監査委員で常勤ということでございますね。

(監査・人事制度事務総括局)

そういうことでございます。

(金児会長)

はい、他にございませんでしょうか。人事委員会等につきまして、先ほどのご説明で人事委員会 の職務権限いくつかある中で、公平審査のところですね、請求件数が近年増加しているという話がございましたけれども、実数としてはどのくらいに。

(監査・人事制度事務総括局)

公平審査につきましては現在 12 件継続してございます。21 年度には 2 件が提出されてお りまして、12 件が継続中という状況でございます。

(金児会長)

継続ということは審査会に、決着するまで何回くらいの会議が必要なんですか

(監査・人事制度事務総括局)

案件によりまして、非常に長い期間にわたって継続しているものもございます。3・4年かかるのではないかなと思います。長いものでは10年以上かかっていると、そういうものもございます。

(金児会長)

そうすると、委員が引継ぎでそれに対応するということですね。これは最初は苦情相談から始まってゆくわけですか。

(監査・人事制度事務総括局)

そういうケースもございますし、公平審査という制度で最初から取り扱われるケースもございます。

(金児会長)

他にございませんでしょうか。農業委員会についてお聞きたしたいんですが、6行政区というのは、6つはどういうかたちになるんですか。

(経済局)

農地面積なり農家戸数を指数化したしまして、一番多いのは平野区になります。順次農地の多いところというのは6行政区になりますので、6行政区に農業委員を配置しまして、それでそれぞれ地区を担当いただいている、というかたちをとっております。

(金児会長)

そうすると、非常に広いところもあれば少ない、狭いところもあると。

(経済局)

区域的にはですね。生野区のほうですとお一人ですので、生野区全域を担当いただくことになりますが、ただ農地は少のうございますので。

(金児会長)

19名を6行政区に配分というふうなご説明がありましたけれども、必ずしも行政区毎に均等に配分しているわけではないと。

(経済局)

そういうわけではございません。6行政区に19名。平野区ですと8名。

(金児会長)

そうすると委員によってある行政区に配分されて楽だとか忙しいとかは生じないんですか。

(経済局)

農地面積、農家戸数に応じて委員を配分しておりますので、例えば先ほどの生野区ですと行政区全域を担当いただきますので、区域としては広うございますが、担当いただく農地面積や農家数としては決して多くはございません。一方、平野区の場合ですと限られた地域にたくさんの農地があり、農家が多いということで、8名の委員を配分いたしております。

す。担当いただく地域によって若干の差異はございましょうが、委員のお仕事のうえで、驚かれるほどの差異はないと思っております。

（金児会長）

農業委員会の場合は委員会の開催回数から見ると、他の行政委員よりも報酬が少なくなっているような印象をうけるんですが、印象というか実際少ないんですが、それはどういう理由で農業委員会だけ他に比べて極めて低額になっているのでしょうか。

（経済局）

私からはお答えしかねるんですけども、指定都市と比べますと、大阪市は圧倒的に農地が少のうございまして。例えば新潟ですとかね、たくさん農地をおかかえになってますので。大阪市の場合は農地が少ない農家が少ないということでこういうふうになっておるのかなというふうに思っております。

（金児会長）

だけど、委員会の開催回数はかなり多いですよ。他にございませんでしょうか。前回6月28日に実施いたしました意見交換の内容につきましてもご意見ご質問等あれば結構です。なにかありましたら委員の皆様お願いしたいと思います。また行政委員会の所管局さんから何かございましたら宜しくお願いします。

（教育委員会事務局）

失礼いたします、教育委員会でございます。若干お時間をいただきまして、前回の質疑におきまして、教育委員会の方から若干補足の説明をさせていただきたいと思っております。先日の審議会の内容につきまして開催後、各教育委員の方に報告をさせていただいたところ、教育委員からは報酬額につきまして、市民の理解が得られるように適正なレベルに引き下げることにについては教育委員全員全く異論はございませんでしたが、報酬の日額化につきましては教育委員の方から何点かご意見がございましたのでご報告をさせていただきたいと思っております。委員の方からは、まず一点といたしまして、教育委員は大阪市の教育にかかる事項の決定と施策の実施に日常的に責任を負っているものでございまして、委員への報酬はそういった一連の責務を全うすることに対して支払われるものではないかという意見が一つあったところでございます。それから、二点目に関しましては日額化によりまして、その時だけの仕事という意識が強くなりまして、教育委員の場合でしたら、教育委員会議の開催日に出席して意見を表明するのが仕事という存在になりかねないと、そのような危惧が生じるのではないかというのが二点目でございます。それから三点目といたしましては、教育委員は教育委員会という大きな組織の最高意思決定機関のメンバーでございまして、教育に関する課題が山積している今日、非常勤であっても常勤に近い意識を持って活動することが求められており、委員各自そのような意識で取り組んでいるというような意見がございまして。むしろそういう意味からしますと月額報酬制を維持するのがいいのではないかというのが複数の委員から寄せられております。現在の大阪市の教育現場では子供たちの学ぶ意識の低下、規範意識や道徳意識の欠如、あるいは特別な対応を必要とする子供の増加、また不登校の子供への対応など、また地方分権の方向性の中、教育におきまして、地域の特色をどのように打ち出していくのかなど、様々な課題がございまして、教育委員会がやらなければならない役割が増大しております。従って、教育委員にはこれまで以上に積極的に教育行政に関わっていただく必要がございまして、またその教育委員が行った決定に対してはより重い責任を負っていただくことになります。現在大阪市では学校園数が520校園あまり、また児童、生徒、園児数が約20万人という、非常に多くの現場、子供を抱えておりますが、教育行政はそれら多くの子供たちの日々の教育活動を支援することによりまして、子供たちの成長やその後何十年にわたる人生に大き

な影響を与え、ひいてはその子供たちが担う社会にも影響を与えるという極めて重大な役割を担っているのをございまして、教育委員には常にその自覚を持っていただく必要がございますし、現に各委員ともこの自覚をもってその責務を果たしていただいているところでございます。また、教育職員である教員が法律に違反する行為を行った場合は一般の職員より重い懲戒処分が科されますように、教育委員にも教育に携わる職員としての高い規範性、倫理性が求められているところでございます。このような教育委員会の特色、また教育委員の担う職責につきまして十分ご理解を頂いた上でご判断をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

(金児会長)

前回、教育委員の報酬について色々ご意見を頂きまして、多くの委員からは月額現在の大阪市の市民感覚からすれば馴染まないのではないかという意見がいくつかございました。それに対しまして教育委員会担当課長からは、ただ今ご説明ございましたように、教育委員ご自身のご意見として適正なレベルに報酬を下げることについては異論がない。しかしながら日額に変更することについては職責の重さ並びに仕事内容の複雑さと今後大阪市の児童、生徒の教育がますます重要になっている中で職務は極めて重いということ、更には実際に私も教育に携わってきましたので分かるんですけども、教育の問題を議論するには、あるテーマについて事前に自宅でかなり準備をして委員会に臨まないといけないうということもございます。従って今のご説明についてはそれなりに納得できる点があるかというふうに私は思うわけですが、委員の皆様はいかがでございましょうか。

(川口委員)

今の金児先生のご意見もよく理解できる点がございます、私も直接的な会議の回数というのではなくてそこに臨むまでには統計に表れない出勤分というのをどういうふうに評価していくのかという問題も確かにあると思います。私も外部委員の役割を頂いている場合があるんですけども、単に一回ぼっきりの会議だけではなくて、そこに行くまでに事前に予習したりですね、色んな物を見たりして臨むわけですね。だけど、数字に表れるのは出席回数だけしかないものでございますから、そういうのをどういうふうに評価をして開催の執務量みたいなものになおしていくかというのはやっぱり必要だと思いますね。滋賀県の裁判の流れからいくと、勤務実態というか委員会実務が常態に近いかどうかということが、日額か月額かの分かれ道ですね。いろんな責任の重さとか役割の重要性とかは分かりますが、そういう数値として現れないものをどういうふうに評価していくか、その結果、常勤に近い状態になっているかどうか、月額制維持の判断理由になるのではないかと考えるので、月額でなければならぬという理由をずっと言うよりもですね、どれくらいの実際の会議に表れない業務量みたいなものをどういうふうに評価していくかというのも検討していかないといけなうと思います。それからもう一つね、ここでは滋賀県の裁判の高裁判決が出てますが、兵庫のは全然違う判決が出てるんですね、これは全然考慮に入れないということでもいいんですか。

(終給与担当課長)

給与担当課長終でございます。兵庫県の方も先月の滋賀県と同様の時期に、逆にいわゆる条例制定の関係で月額というような形で報酬額が条例上決定されていることについては全然違法ではないということの判断でございまして、常勤か非常勤なのかとか、報酬の中身、委員会それぞれの会議の状況ですとか、そこまで踏み込まずに条例の今のありかたに対して違法ではないというふうな判決になっておるところでございます。

(川口委員)

月例で払うことまでは何も言いませんよという判断の、そういう理解ですか。

(終給与担当課長)

そういうことでございます。

(金児会長)

要は職務の実態に応じて決めればよろしいということですね。他に何かございませんでしょうか。特にご意見ご質問がないようでございますので、ヒアリングにつきましては、このあたりで終了いたしたいと思います。

本日ヒアリングを行いました内容につきましては、先日の第一回の内容とあわせて事務局の方でご調整を頂いて、委員の皆様には改めてご確認いただきたいと思います。それから各行政委員会の概要等につきまして前回6月28日そして本日の2日間にわたりまして各行政委員会を所管されておられます各局並びに事務局よりヒアリングを実施させていただきました。委員の皆様からの具体的なご意見として、今、川口委員からもございましたけれども滋賀県に対する判決、あるいは兵庫県における判決もございますように、やはり現行の月額報酬を日額報酬に改めてはどうか、あるいは兵庫県のような場合には、それは必要に応じてそれぞれ決めればよろしいという。委員会によっては現行のまま月額報酬が馴染むのではないかと、更には現在の報酬額が他の都市と比較しても大阪市は高額であって引き下げるべきではないかという、そういうご意見も前回いただきました。こうしたご意見を踏まえまして審議会としての今後の具体的な進め方をどのようにしていくか。委員の皆様並びに事務局の方と若干この場でご協議をさせていただきたいというふうに感じます。まず最初に事務局にお伺いしますが、私としてはこの二日間のヒアリングの内容等につきまして、事務局の方で早急に整理をいただき、その内容を踏まえまして我々審議会として大阪市の行政委員会の委員報酬のあり方について具体的な方向性などを議論する次回の当審議会をできるだけ早い時期に開催してはどうかというふうに考えております。事務局としての整理の目処といたしますか、目処的なものですね。いかがなものでございましょうか。

(終給与担当課長)

給与担当課長終でございます。目処と申しますか、当然のことながらできるだけ早くまとめさせていただきまして、委員の方々のお手元に届けさせていただきます。また内容ご確認もいただいた上で、改めてのご質問ございましたら、その上にお答えできるような形で対応させていただきたいと思います。次回の審議会の日程につきましては、今皆様方に何日かご調整いただいているところでございますので、最終調整をさせていただいた上で、これもできるだけ早急にお示しをさせていただきたいと思います。いずれにいたしましても私どもは早急にすべての点において対応してまいりたいと思いますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

(金児会長)

今、事務局の終課長から、できるだけ早い時期にヒアリングの内容を整理して私たちに示していただけるということでございますので、また次回の審議会ができるだけ早い時期に開催できるよう調整いただけるということでもございました。私たちといたしましては、この二日間のヒアリング、意見交換を行った内容等を踏まえまして次回の審議会において大阪市の行政委員会の報酬のあり方について行政委員会ごとの報酬の支給方法、また報酬額の水準がどうあるべきか等、今後の具体的な方向性につきまして中間的なとりまとめにはなろうかと思っておりますけれども、当審議会でも引き続き意見交換によりまして議論を深めて行きたいというふうに考えているところでございますけれども委員の皆様方がいかがでございましょうか。

《賛同》

(金児会長)

それでは次回の審議会ができるだけ早い時期に開催されるよう事務局でも資料整理をいただきまして、また日程調整につきましてもあわせて宜しくお願いいたします。次回の審議会に向けて事務局に対しては、私の方から一つお願いがございます。先日事務局からの概要説明がございましたが、その中で神奈川県や青森県等の他の自治体において既に日額報酬制を採用しているということでもございました。これらの自治体の事例につきましてどういう考え方に基づいてそういう方向性になったのか、結論になったのか。そういうことを再度詳細にご説明いただきたいと思います。また、これらの事例を仮に本市に置き換えた場合に一体どのような考え方になるのかと。国の常勤でない職員の報酬単価につきましても一日あたり 35,300 円以内という説明もあったように思います。その点も考慮いただいた資料の整理を頂きまして次回の審議会でご参考にお示しいただければと思います。大阪市の条例がございましたが、昭和 31 年 9 月 30 日条例第 33 号のものです。これに関してちょっと事務局に対して質問なんですけど、日額にした場合には、例えば時間にいたしますと、一時間あたり 10,700 円を超えない範囲内とあります。これは国の日額に言いますと 260,000 円を超えない範囲内。ですから一日あたり国が 35,300 円以内という目安と大阪市の条例における記述内容と、ひょっとしたら齟齬がでてくるかもしれない。そうなってくると条例を変えないといけないというふうになってくる可能性もございますので。そこまでいっぺんに議論は行かないと思いますけれども、そういうことまで行わないといけない可能性もあるなと思いましたので、またいずれその議論も必要だと思うんですけども。

(終給与担当課長)

給与担当課長終でございます。今会長の方からお求めの各都市、既に改正をされております自治体の月額の方、日額の方、そういう理屈の部分も整理もさせていただきまして、水準設定の考えもあわせて整理をさせていただきまして次回資料としてお示しをしたいというふうに考えております。条例の関係で今会長の方からございましたけれども、仮に報酬の水準なり、例えば月例である部分を日額にということになった場合にはいずれにいたしましてもこの条例の最後、別表でございますけれども各委員会ごとの報酬額の設定については条例の改正ということが必要になってまいるかというふうに考えておるところでございます。

(金児会長)

ありがとうございました。それではよろしく願いいたします。次回の審議会では先ほども申し上げましたが、この二日間のヒアリングそして意見交換を行った内容等を踏まえまして大阪市の行政委員会の報酬のあり方について行政委員会ごとの報酬の支給方法を、あるいは報酬の水準がどうあるべきかなどを中間的なとりまとめにはなるとは思いますけれども、具体的な方向性をいずれ整理いただく事務局の資料も参考にしながら委員の皆様方と議論を深めてまいりたいと思いますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。最後にいたしますが委員の皆様からこの間のヒアリングに関連しまして事務局や各委員会に対して確認したい点ですとかあるいは事務局及び各局さんの方から我々審議会に対して補足説明などございますようでしたら次回の審議会までに事務局を通じて確認なりご説明いただければと思うので、宜しくお願いいたします。本日の特別職報酬等審議会におきましても皆様方から大変熱心なご議論をいただきまして、貴重なご意見をたくさん頂きまして、厚く御礼申し上げます。次回の審議会におきましても有意義な意見交換ができますことをお願いいたしましてお開きといたします。ありがとうございました。それでは閉会といたします。

